

議案第 3 4 号

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年かすみがうら市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表に次のように加える。

水郷園	かすみがうら市坂 9 0 5 番地 6
-----	---------------------

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 水郷園の施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 客室（1 階）
- (2) 客室（2 階）

第8条第1項中「及び第5条」を「又は第5条」に改める。

第13条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第20条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 水郷園の使用許可及び運営に関する業務

第21条第2項中「0.5を乗じて得た額から1.5を乗じて得た額までの範囲において」を削る。

第22条中「及び第5条」を「又は第5条」に、「及び共用スペース」を「、共用スペース、客室（1階）又は客室（2階）」に、「、第1項」を「、前項」に改める。

別表中

「

宿泊室（和室A・B、洋室A・B）	市内に住所を有する者	大人 5,000円 小人 3,000円	1泊1人当たり
	上記以外の者	大人 7,500円 小人 4,500円	1泊1人当たり
宿泊貸切	市内に住所を有する者	16,000円	宿泊室の使用料に加算するものとする。
	上記以外の者	24,000円	

」を

「

宿泊室（和室A・B、洋室A・B）	大人 7, 5 0 0 円 小人 4, 5 0 0 円	1 泊 1 人 当 たり
宿泊貸切	2 4, 0 0 0 円	宿泊室の使用料に 加算するもの とする。

」に改

め、同表古民家江口屋の部浴室の項を削り、同部の次に次のように加える。

水郷園（1 棟）		
客室	1 0, 0 0 0 円	1 泊 1 人 当 たり
基本料金	3 0, 0 0 0 円	客室の使用料に 加算するもの とする。

同表備考第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は古民家江口屋を団体が宿泊貸切により使用する場合の区分」を削り、同表備考に次の1項を加える。

4 水郷園の使用は、1 棟貸切りとする。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。